**平成２８年（フ）第４４２１号**
北海道札幌市白石区東札幌２条３丁目４―12　パールビバさっぽろ　７、申立時の住所大阪市東成区大今里南５丁目12番２号
債務者　細川　雅晃
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４５８１号**
大阪府守口市長池町６番26―305号
債務者　森崎　光昭
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４８０５号**
大阪府東大阪市松原１丁目24番26号
債務者　原田　　豊
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４９８７号**
大阪市浪速区久保吉１丁目５番１―502号
債務者　高橋　浩二
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５１２４号**
大阪府大東市北条５丁目９番19号　トゥ・レ・ジュー101号
債務者　本田　貫治
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５１２８号**
大阪市東淀川区大桐１丁目８番12号セントポーリア403号
債務者　森本　哲也
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５１３７号**
大阪市天王寺区烏ヶ辻２―６―40　ＮＴＴ西日本大阪病院　東８病棟、住民票上の住所大阪府東大阪市末広町３番８号瓢箪山ショッピングマンション２Ｆ―16
債務者　長野　俊夫
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５１３８号**
大阪府門真市垣内町16番22号
債務者　門　　友子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５９７号**
埼玉県越谷市南町１丁目15番６号
債務者　板倉　美里
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第６３６号**
埼玉県草加市原町２丁目３番２―３号
債務者　富田久仁子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第６４２号**
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区31棟304号
債務者　野澤　孝二
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第６５２号**
埼玉県三郷市彦成４丁目２番２―102号
債務者　難波阿佐美
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第６７５号**
埼玉県越谷市大字恩間354番地３　エクセレンス第一203、旧住所埼玉県越谷市千間台西１丁目７番地８　カメラーデン501
債務者　兼平　理沙（旧姓益田）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第１１０６号**
千葉市若葉区千城台東４丁目19番１棟503号
債務者　伊藤　茂美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１１２９号**
千葉県船橋市高根台５丁目１番275棟306号
債務者　関戸まゆみ
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１１３９号**
千葉県市川市広尾１丁目８番４号
債務者　木下　貴博
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１１６５号**
千葉県市川市曽谷７丁目12番６号　（クリザンテーム高橋101号）
債務者　宮澤　　守
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１１７４号**
千葉県船橋市宮本３丁目３番14号　青空コーポ202号
債務者　岸　　康久
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係